

京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鉄道事業者及び軌道経営者（以下「鉄道事業者等」という。）が行う輸送の安全を確保すること、又は訪日外国人旅行者の受入環境を整備すること等を目的とし、京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、京都市補助金等の交付等に関する条例（平成21年12月22日条例第32号。以下「条例」という。）及び条例施行規則（平成22年3月31日規則第119号）に定めるもののほか、国の定める地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号，国鉄財第368号，国鉄業第102号，国自旅第240号，国海内第149号及び国空環第103号），訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（平成28年2月29日観観産第690号），訪日外国人旅行者受入加速化事業費補助金交付要綱（平成28年11月28日国総支第41号，国総物第62号，国鉄総第182号，国鉄事第196号，国自旅第206号，国海内第103号，国港総第298号，国空ネ企第124号，国空事第4461号，観参第190号，観観産第431号），鉄道施設総合安全対策事業費補助交付要綱（平成20年4月1日国鉄施第106号）及び観光振興事業費補助金交付要綱（平成30年3月28日国総支第61号，国鉄総第324号，国自旅第293号，国海内第186号，国港総第596号，国空事第1071号，国空業第164号，観参第293号）（以下「国要綱」という。）に準じ、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 「補助対象事業」は、京都市域で行われるもので、鉄道及び軌道による輸送の安全を確保するため、次の各号に掲げる設備の整備等を行う事業及び訪日外国人旅行者の受入環境を整備するために実施する車両設備の整備を行う事業（以下「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」という。）とする。

- (1) 信号保安設備
- (2) 保安通信設備
- (3) 防護設備
- (4) 停車場設備
- (5) 線路設備
- (6) 電路設備
- (7) 変電所設備
- (8) 車両設備
- (9) その他設備

2 「補助対象事業者」とは、次の各号に掲げる者を除いた鉄道事業者及び軌道経

営者（以下「鉄道事業者」等という。）をいう。

- (1) 地方公共団体（第三種鉄道事業者を除く。）
- (2) 東日本旅客鉄道株式会社，東海旅客鉄道株式会社，西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
- (3) 大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者
- (4) 鋼索鉄道のみを経営する事業者

（生活交通ネットワーク計画）

第3条 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業を行う場合は，生活交通ネットワーク計画に，次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- (1) 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の目的・必要性
- (2) 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の定量的な目標及び効果
- (3) 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
- (4) 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に要する費用の総額，負担者及びその負担額
- (5) 計画期間

2 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に限定した計画として策定する場合は，前項各号の事項を記載した生活交通改善事業計画の策定をもって，生活交通ネットワーク計画に代えることができる。

3 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく鉄道事業再構築実施計画は，第1項に掲げる事項のうち，当該鉄道事業再構築実施計画に記載されていない事項を記載した書類（以下，「追記書類」という。）を添付することにより，生活交通ネットワーク計画に代えることができる。

4 前項の追記書類は，国要綱第3条で規定する協議会での議論を経て策定しなければならない。

（交付の対象等）

第4条 補助対象事業者が行う補助対象事業に必要な経費のうち，次の各号に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）について，予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 本工事費（資産の購入を含む）
- (2) 附帯工事費
- (3) 補償費
- (4) 調査費及び鉄道事業再構築実施計画に基づく事業を実施するために要するコンサルティングに係る委託経費

2 前項の補助対象経費に係る消費税のうち，仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については，補助対象としないものとする。

3 第1項の補助対象経費に係る消費税のうち，一部又は全部について仕入控除が

出来ない場合は、補助対象経費に係る消費税相当額を補助対象とするものとする。
この場合においては、第6条に規定する補助金交付申請書に仕入控除ができない理由を記載した理由書を添付して提出しなければならない。

- 4 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業における補助対象経費の額が、交付申請時の直近の決算における鉄道事業の経常利益の額（別表に定める収益及び費用の配賦方式に基づき計算した額）を下回る場合は、交付の対象としないものとする。
- 5 前項の規定は、第3条第2項に基づき、生活交通ネットワークに代えて提出された鉄道事業再構築実施計画に基づき行われる事業については適用しないものとする。
- 6 市が交付する補助金の額は、補助対象経費に6分の1を乗じて得た額以内の額とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付申請に当たり、条例第9条に規定する市長等が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- （1）京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付申請書（様式1）
- （2）生活交通ネットワーク計画又は生活交通改善事業計画
- （3）計画期間に対応した、直近の決算における鉄道事業の経常利益の額を記載した書面
- （4）国及び京都府の関係する補助金交付申請書の写し
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 補助対象事業者は、国及び京都府から補助金の交付決定を受けた後、速やかに当該補助金交付決定書の写しを市長に提出しなければならない。

（交付決定の通知等）

第6条 市長は、前条による補助金の交付申請を受けたときは、予算の範囲内で交付決定を行い、京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付決定通知書（様式2）により補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、当該申請に係る事項について、条件を付することができる。

（交付決定の変更及び通知）

第7条 補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付決定変更申請書（様式3）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- （1）各工事間に補助対象経費として配分された額を変更しようとする場合。
ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の30%以内の流用増減の場合又は配分額の流用を伴わない減額の場合を除く。

(2) 補助対象事業の内容を変更しようとする場合。

- 2 市長は、前項による申請を承認したときは、京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付決定変更通知書（様式4）により補助対象事業者へ通知するものとする。
- 3 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業における変更後の補助対象経費の額が、交付申請時における直近の決算における鉄道事業の経常利益の額を下回る場合にあってても、変更内容が妥当と認められる場合は、市長は、これを承認することができる。

（申請の取下げ）

第8条 条例第13条第1項に規定する市長が定める期日は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内とし、申請を取り下げる旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（状況報告）

- 第9条 補助対象事業者は、市長の要求があったときは、速やかに京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業実施状況報告書（様式5）を市長に提出しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が年度内に完了しない見込みであるとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、交付決定年度の3月10日までに様式5を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 条例第18条第1項の規定により、補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了日から1箇月を経過した日又は交付決定年度の3月25日のいずれか早い日までに京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業実績報告書（様式6）を次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業完了実績表

(2) 補助対象経費決算表

- 2 補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しなかったときは、翌年度の4月30日までに、京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金終了実績報告書（様式7）を市長に提出しなければならない。
- 3 補助対象事業者は、補助対象事業が第4条第3項に該当するとき、京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金に係る消費税の額の確定に伴う報告書（様式9）に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 1 1 条 市長は、補助対象事業者から前条第 1 項による報告を受けたときは、これを審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金の額の確定通知書（様式 8）により、補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 1 2 条 補助対象事業者は、市から補助金の支払を受けようとするときは、京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金支払請求書（様式 1 0）を市長に提出しなければならない。

（補助対象事業の中止等）

第 1 3 条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の整理）

第 1 4 条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 条例第 1 6 条に定める市長等が定める期間は、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後 5 年間とする。

（取得財産等の整理）

第 1 5 条 補助対象事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）について、取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理し、次の各号に掲げる帳簿等を第 2 項に規定する期間保存しておかなければならない。

（1）取得財産等に関する帳簿

（2）取得財産等の得喪に関する書類

（3）取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

2 前項で規定する期間は、補助対象事業者等が補助対象事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助対象事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 2 2 年国土交通省告示第 5 0 5 号）に定める期間とする。

(取得財産等の処分の制限)

第16条 補助対象事業者は、取得財産等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から第3号までに掲げる財産及び同条第4号又は第5号の規定により国土交通大臣が定める財産に限る）について、補助金交付の目的及び耐用年数省令を勘案して、国土交通大臣が別に定める期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金財産処分承認申請書（様式11）を提出して市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることとする。

(公共工事の品質確保の促進)

第17条 補助対象事業の実施にあたっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日法律第18号）に則り、経済的に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保することとする。

附 則

この要綱は、決定の日から実施する。（昭和55年3月26日決定）

附 則

この要綱は、決定の日から実施する。（昭和57年7月20日決定）

附 則

この要綱は、決定の日から実施する。（昭和62年8月6日決定）

附 則

この要綱は、決定の日から実施する。（平成4年7月16日決定）

附 則

この要綱は、平成11年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成16年度分から適用する。（平成17年1月11日決定）

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成２０年度分から適用する。（平成２０年
８月２９日決定）

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成２１年度分から適用する。（平成２１年
７月１３日決定）

附 則

この要綱は、平成２２年４月１日から実施する。

附 則

この要綱は、平成２２年５月２６日から実施する。

附 則

この要綱は、平成２３年６月３０日から実施する。

附 則

この要綱は、平成２５年９月２日から実施する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１７日から実施する。

附 則

この要綱は、令和２年５月１日から実施する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から実施する。

別表

- 1 鉄道事業における各路線の収益及び費用を計算する場合の収益及び費用の各路線への配賦は、次のとおりとする。

ただし、各路線に専属することが明らかな収益及び費用については、これによらず当該専属する路線に配賦することができる。

営業収益	鉄道事業会計規則（昭和62年運輸省令第7号）別表第1に定めるところによる。
営業費	鉄道事業会計規則（昭和62年運輸省令第7号）別表第1に定めるところによる。
営業外収益	専属営業収益の百分率
営業外費用	
支払利息・割引料	前事業年度末における専属営業用固定資産額（減価償却引当金の額を控除した額とする。以下同じ）の百分率
その他	営業費の百分率

- 2 当該鉄道事業者が他事業を経営する場合においては、鉄道事業と当該鉄道事業者の経営する他事業とに関連する収益及び費用の配賦を次のとおり行った後、1により各路線に配賦するものとする。

営業収益	
旅客運輸収入	延人キロの百分率
貨物運輸収入	延トンキロの百分率
運輸雑入	旅客運輸収入及び貨物運輸収入の合計額の百分率
営業費	
保存費	線路，電路，車両保存費のうち変電所，車庫，修理工場，車両その他これらに類するものについては，専属車両走行キロの百分率，その他のものは専属営業用固定資産額の百分率
運転費	専属車両走行キロの百分率
運輸費	専属営業収益の百分率
保守管理費	専属保存費の百分率
輸送管理費	専属運転費及び運輸費の合計額の百分率
案内宣伝費	専属旅客運輸収入の百分率
厚生福利施設費	専属職員数の百分率
一般管理費	専属営業費（一般管理費，諸税及び減価償却費を除く）の百分率
固定資産税	前事業年度末における専属営業用固定資産額の百分率
事業税	専属収益の百分率
その他税	専属営業費（諸税及び減価償却費を除く）の百分率
減価償却費	前事業年度末における専属営業用固定資産額の百分率
営業外収益	専属営業収益の百分率
営業外費用	
支払利息・割引料	前事業年度末における専属営業用固定資産額の百分率
その他	営業費の百分率

備考 各路線に専属することが明らかな収益及び費用についてはこれによらず，当該専属する路線に配賦することができる。

(あて先) 京都市長 ○○ ○○ 様

住 所

氏名又は名称

年度 京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付申請書

年度 京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金について、京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助対象事業の内容
- 3 補助対象経費
金 円
- 4 補助金交付申請額
金 円
- 5 補助対象経費の使用方法及び事業の計画
別紙のとおり

※ 補助金の交付申請に当たっては、国及び京都府の関係する補助金交付申請書の写しを添付すること。

年度 京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業実施計画書

補助対象事業者名：

(単位：円)

	区分	工事内容		補助対象事業の 着手及び完了予定日	補助対象経費の配分		補助金額	備考
						配分額		
1				着手予定日 完了予定日	1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)調査費 5)コンサルティングに係る委託経費 合計			
2				着手予定日 完了予定日	1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)調査費 5)コンサルティングに係る委託経費 合計			
3				着手予定日 完了予定日	1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)調査費 5)コンサルティングに係る委託経費 合計			
4				着手予定日 完了予定日	1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)調査費 5)コンサルティングに係る委託経費 合計			
計								

(添付書類)

- (1) 生活交通改善事業計画の写し
- (2) 補助対象経費に係る見積書及び補助金額の算出基礎
- (3) その他申請に必要な書類

京都市指令都歩ま第 号
年 月 日

様

京都市長 ○○ ○○

年度 京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった「 年度京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金」について、下記のとおり交付することを決定したので、京都市補助金等の交付等に関する条例第 12 条第 1 項の規定に基づき、通知する。

記

- 1 補助対象事業及び補助対象経費
- 2 交付金額
金 円（ただし、事業完了後、別途、額の確定を行う）
- 3 交付の条件

(あて先) 京都市長 ○○ ○○ 様

住 所

氏名又は名称

年度 京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付決定変更申請書

年 月 日付け京都市指令都歩ま第 号で補助金の交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業について、下記のとおり変更したいので、京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、申請します。

記

1 変更を必要とする理由

2 補助金の額

交付決定変更申請額	金	円
-----------	---	---

交付決定済額	金	円
--------	---	---

増減額	金	円
-----	---	---

3 補助対象経費の使用方法及び事業の計画

別紙のとおり

※ 補助金の交付決定変更の申請に当たっては、国及び京都府の関係する補助金交付決定変更申請書の写しを添付すること。

年度 京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業実施計画変更書

補助対象事業者名：

(単位：円)

	区分	工事内容		補助対象経費の配分		補助金額			備考
				変更前金額	変更後金額	交付決定済額	今回申請額	増減額	
1				1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)調査費 5)コンサルティングに係る委託経費 合計					
2				1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)調査費 5)コンサルティングに係る委託経費 合計					
3				1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)調査費 5)コンサルティングに係る委託経費 合計					
4				1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)調査費 5)コンサルティングに係る委託経費 合計					
計									

(注) 以前に交付決定変更があった場合、変更前金額欄及び交付決定済額欄は変更後の金額を記載する。

(添付書類)

- (1) 生活交通改善事業計画の写し
- (2) 変更する補助対象経費に係る見積書及び補助金額の算出基礎
- (3) その他申請に必要な書類

京都市指令都歩ま第 号
年 月 日

様

京都市長 ○○ ○○

年度 京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け第 号で交付決定の変更申請のあった「 年度 京都市
鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」については、京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備
事業費補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により交付決定を変更したので、下記のとおり
通知する。

記

- 1 補助対象事業及び補助対象経費
- 2 交付金額
金 円（ただし、事業完了後、別途、額の確定を行う）
- 3 交付の条件

様式 5

第 号

年 月 日

(あて先) 京都市長 ○○ ○○ 様

住 所

氏名又は名称

年度 京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業実施状況報告書

年 月 日付け京都市指令都歩ま第 号で補助金の交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の実施状況について、京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付要綱 第 9 条第 1 項及び第 2 項)の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

年度 京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業実施状況表

補助対象事業者名：

(単位：円)

	区分	工事内容		補助対象経費の配分		補助金額	実施額	差額	進捗率 (%)	年度末までの 実施見込額	備考
				金額							
1				1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)調査費 5)コンサルティングに係る委託経費 合計							
2				1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)調査費 5)コンサルティングに係る委託経費 合計							
3				1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)調査費 5)コンサルティングに係る委託経費 合計							
4				1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)調査費 5)コンサルティングに係る委託経費 合計							
計											

(添付書類)

- (1) 補助対象事業が完了したことを確認するに足る書類
- (2) 補助対象経費等に変更がある場合は、その理由について別に記載した書類等を添付する

年度 京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業実施状況表

補助対象事業者名：

(単位：円)

	区分	工事内容		補助対象経費の配分		補助金額	年度内 実施見込額	差額	進捗率 (%)	繰越見込額	備考
					金額						
1				1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)調査費 5)コンサルティングに係る委託経費 合計							
2				1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)調査費 5)コンサルティングに係る委託経費 合計							
3				1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)調査費 5)コンサルティングに係る委託経費 合計							
4				1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)調査費 5)コンサルティングに係る委託経費 合計							
計											

(添付書類)

- (1) 補助対象事業が完了したことを確認するに足る書類
- (2) 補助対象経費等に変更がある場合は、その理由について別に記載した書類等を添付する

様式 6

第 号

年 月 日

(あて先) 京都市長 ○○ ○○ 様

住 所

氏名又は名称

年度 京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金完了実績報告書

年 月 日付け京都市指令都歩ま第 号で補助金の交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の完了実績について、京都市補助金等の交付等に関する条例第 18 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

年度 京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業完了実績表

補助対象事業者名：

(単位：円)

	区分	工事内容		補助対象事業の 整備完了年月日	補助対象経費の配分		補助金額	実施額	差額	補助金 未受領額	備考
						金額					
1					1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)事務費 合計						
2					1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)事務費 合計						
3					1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)事務費 合計						
4					1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)事務費 合計						
計											

(注) 以前に交付決定変更があった場合、補助対象経費の配分の金額欄及び補助金額欄は変更後の金額を記載する。
(添付書類)

- (1) 補助対象事業が完了したことを確認するに足る書類
- (2) 補助対象経費等に変更がある場合は、その理由について別に記載した書類等を添付する。

様式 7

第 号

年 月 日

(あて先) 京都市長 ○○ ○○ 様

住 所

氏名又は名称

年度 京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金終了実績報告書

年 月 日付け京都市指令都歩ま第 号で補助金の交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の年度終了実績について、京都市補助金等の交付等に関する条例第 18 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

年度 京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業年度終了実績表

補助対象事業者名：

(単位：円)

	区分	工事内容		補助対象経費の配分		補助金額	年度内 実施額	差額	進捗率 (%)	繰越額	備考
				金額							
1				1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)事務費 合計							
2				1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)事務費 合計							
3				1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)事務費 合計							
4				1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)事務費 合計							
計											

(注) 以前に交付決定変更があった場合、変更前金額欄及び交付決定済額欄は変更後の金額を記載する。

都歩ま第 号
年 月 日

様

京都市長 ○○ ○○

年度 京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金の額の確定通知書

年 月 日付け第 号で実績報告のあった「 年度京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」については、下記のとおり補助金の交付額を確定したので、京都市補助金等の交付等に関する条例第 19 条の規定に基づき、通知する。

記

1 確定補助金額

金 円

2 その他

国及び京都府の額の確定通知があった場合は、速やかに額の確定通知書を送付すること。

(あて先) 京都市長 ○○ ○○ 様

住 所

氏名又は名称

年度 京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金に係る
消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け京都市指令都歩ま第 号で補助金の交付決定通知のありました標記補助金について、京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助対象事業者の名称
- 3 補助金額 (京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付要綱第 12 条により確定された額)
- 4 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 5 4 のうち仕入控除の対象とならなかった額
金 円
- 6 補助金返還相当額 (4 の額から 5 の額を差し引いた額)
金 円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

様式 10
第 号
年 月 日

(あて先) 京都市長 ○○ ○○ 様

住 所
氏名又は名称

年度 京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金支払請求書

年 月 日付け都歩ま第 号で補助金の額の確定のあった標記補助金について、京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金額 (京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付要綱第 11 条により確定された額)
金 円
- 2 受取人 (口座名義)
住所 _____
氏名 _____
- 3 振込金融機関及び支店名
- 4 預金種別
- 5 口座番号

※ 金融機関名及び口座名義にふりがなを入れること。

様式 11
第 号
年 月 日

(あて先) 京都市長 ○○ ○○ 様

住 所
氏名又は名称

年度 京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金財産処分承認申請書

年度京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付要綱第 16 条第 2 項の規定に基づき申請します。

記

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な事項